

北海道室蘭清水丘高校東京同窓会会則

1972.7.22 制 定

2024.11.9 最終改定

第1章 総 則

- 第1条 (名 称) 本会は北海道室蘭清水丘高校東京同窓会と称する。
- 第2条 (設立・目的) 本会は、1972年7月22日に設立され、会員の親睦をはかり、智徳の昂揚につとめ、以て母校の発展に協力し、併せて社会公益のために尽くすことを目的とする。
- 第3条 (所在地等) この会の所在地は、原則として事務局長宅とする。また、この会の金融機関口座については、事務局長が別紙様式により指名する金融機関口座担当者名義とすることができる。
- 第4条 (事 業) 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 総会の開催
 2. 広報業務
 3. 母校への協力
 4. その他必要と認める事項

第2章 会 員

- 第5条 (会 員) 本会の会員は、下記のとおりとする。
1. 正会員 北海道室蘭清水丘高校に在学した者で、首都圏に在住する者
 2. 客 員 同校に在職した者で、首都圏に在住する者
 3. 会 友 旧制北海道立室蘭高等女学校に在学した者で、首都圏に在住する者
 4. 特別会員 幹事会が特に認めた者(首都圏に在住する者に限る)
- 第6条 (会員の報告) 会員は住所氏名に変更があったときは本会に報告しなければならない。

第3章 役 員

- 第7条 (役 員) 本会に次の役員をおく。
- 会 長 1名
副 会 長 若干名
事務局長 1名
幹 事 各期1～2名程度
会計監事 2名
顧 問 若干名

- 第8条 (役員の仕事) 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表して一切の会務を総括し総会および必要な会議を招集する。
 2. 副会長は会長を補佐し必要あるときはその代理をする。
 3. 事務局長は会長を補佐し会務の執行を統括する。
 4. 幹事は各期を代表し本会の円滑な運営に従事する。
 5. 会計監事は本会の会計を監査する。
 6. 顧問は会長の諮問に答申する。
- 第9条 (役員を選出) 会長、副会長、事務局長、会計監事及び顧問は幹事会で選出し、総会の承認を得る。また、幹事は各期の会員が選出し、幹事会の承認を得る。
- 第10条 (役員の仕事) 役員の仕事は3年とする。ただし再任は妨げない。

第4章 会 議

- 第11条 (定例会) 総会は毎期秋季に開催し、必要ある場合は臨時総会を開催できる。また、幹事会は原則として年2回開催し、必要ある場合は随時に開催できる。
- 第12条 (議 決) 総会の議決は出席者の過半数の同意によるものとし、可否同数のときは会長が決する。また、幹事会の議決は出席者の過半数の同意によるものとし、可否同数のときは会長が決する。

第5章 事務局

- 第13条 (常任幹事) 本会の運営のため、事務局に常任幹事数名を配置する。常任幹事は事務局長が指名し、幹事会の承認を得る。
- 第14条 (常任幹事の仕事) 常任幹事は事務局長の指示により、総会(懇親会を含む)の開催、広報、会計及び名簿の作成等、本会に係る重要事項につき企画・管理・運営を所掌する。

第6章 会 計

- 第15条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。
- 第16条 (運営経費) 本会の運営経費に関しては、期首における繰越金、総会(懇親会を含む)会費、寄附金及び雑収入を以て充当する。
- 第17条 (決 算) 事務局長は会計年度の終了後、速やかに決算実績をとりまとめ、会計監事の監査を受けた後、幹事会に報告し、総会の承認を得る。

第7章 付 則

- 第18条 (会則の変更) 本会則を改定しようとするときは、幹事会が発議し、総会において出席者の3分の2以上の同意を得ること要す。

(様式 第3条関係)

○年○月○日

北海道室蘭清水丘高校東京同窓会
事務局長 ○○○○

北海道室蘭清水丘高校東京同窓会金融機関口座担当者の指名について

会則第3条に規定する本会金融機関口座担当者について下記のとおり指名する。

記

氏 名 ○○○○

住 所 〒○○○-○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○